

関税法施行規則及び電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令新旧対照条文目次

○ 関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）（第一条関係） 1

○ 電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成三年大蔵省令第五十四号）（第二条関係） 2

○ 関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別紙第2号書式 （書式省略）</p> <p>備考</p> <p>1～3（省略）</p> <p>4 郵便物（法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物に限る。）に係る納付書については、各片を領収済通知書、<u>領収控及び納付書</u>・領収証書の順に連続して接続することができる。</p> <p>5（省略）</p>	<p>別紙第2号書式 （書式省略）</p> <p>備考</p> <p>1～3 同上</p> <p>4 郵便物（法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物に限る。）に係る納付書については、各片を領収済通知書、<u>納付書</u>・領収証書及び領収控の順に連続して接続することができる。</p> <p>5 同上</p>

○ 電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成三年大蔵省令第五十四号）（第二条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(総則)</p> <p>第一条(省略)</p> <p>2 前項に規定する電子情報処理組織とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>一 (省略)</p> <p>二 国税収納命令官等（税関の国税収納命令官等に限る。以下この号において同じ。）がその所掌に属する国税等の徴収に関する事務を処理するため、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三章に規定する輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）又は東京税関に設置される電子計算機と国税収納命令官等の所在する官署に設置される電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織</p> <p>3 (省略)</p> <p>別紙第1号の2書式 (書式省略)</p> <p>備考 <u>電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則</u>（昭和52年大蔵省令第30号）別紙第1号書式備考は、この書式について準用する。</p>	<p>(総則)</p> <p>第一条(省略)</p> <p>2 前項に規定する電子情報処理組織とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>一 (省略)</p> <p>二 国税収納命令官等（税関の国税収納命令官等に限る。以下この号において同じ。）がその所掌に属する国税等の徴収に関する事務を処理するため、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三章に規定する輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）又は東京税関に設置される電子計算機と国税収納命令官等の所在する官署に設置される電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織及び東京税関東京外郵便出張所に設置される電子計算機と国税収納命令官等の所在する官署に設置される電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織</p> <p>3 (省略)</p> <p>別紙第1号の2書式 (書式省略)</p> <p>備考 <u>電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行規則</u>（昭和52年大蔵省令第30号）別紙第1号書式備考は、この書式について準用する。</p>

別紙第 1 号の 3 書式

(書式省略)

備考

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則 (昭和 52 年大蔵省令第 30 号) 別紙第 2 号書式備考 (3 を除く。) は、この書式について準用する。

別紙第 1 号の 3 書式

(書式省略)

備考

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行規則 (昭和 52 年大蔵省令第 30 号) 別紙第 2 号書式備考 (3 を除く。) は、この書式について準用する。

